

# 令和3年2月定例会 特別委員会の記録

## 災害に強い県づくり特別委員会

委員会は、付議事件2「防災・減災、国土強靱化について」に関し、調査事項(2)「災害に強い県土基盤づくりについて」の検証項目について、執行部から説明を受けるとともに、審議を行った。

付 議 事 件
1 令和元年東日本台風等からの復旧・復興について
2 防災・減災、国土強靱化について
3 上記1及び2に関連する事項
調査事項及び調査内容
1 令和元年東日本台風等からの復旧・復興について
(1) 災害対策について
① 生活の再建
② 生業の再建
③ 災害復旧
④ 災害救助等
(2) 災害対応に係る検証について
① 災害対応の検証
<u>2 防災・減災、国土強靱化について</u>
(1) 防災・災害対策について
① 防災・災害対策の推進
<u>(2) 災害に強い県土基盤づくりについて</u>
① <u>災害に強く安全・安心なまちづくりに関すること</u>
② <u>復興を支える交通基盤の整備</u>

委員長名	満山喜一
委員会開催日	令和3年3月16日(火)
所属委員	[副委員長] 坂本竜太郎 大場秀樹 [理事] 宮本しづえ 椎根健雄 [委員] 西丸武進 宗方保 杉山純一 今井久敏 佐藤政隆 鈴木智 水野透 鈴木優樹



満山喜一委員長

(3月16日(火))

宮本しづえ委員

2月13日に発生した福島県沖地震の農業関係の被害について、確定できた被害額18億2,085万円の内訳を説明願う。また、なりわいの再建に向けた技術及び経営面の支援や今春の作付の影響を最小限に抑えるための支援について説明願う。

農業振興課長

農作物の被害は、中島村など3市町村で発生し、被害額は481万6,000円である。また、農業生産に関わる施設の被害は、伊達市や須賀川市など16市町村で発生した。野菜や果物の共同選果施設並びに温室のガラス、シャッター及び設備の被害が49件発生し、被害額は3,157万6,000円である。

農林水産省において、ハウス、機械及び施設の修繕や種子、肥料等に関する経費への支援策を取りまとめている。県は、被害状況を踏まえて事業要望の聞き取りなどを実施している。引き続き、被害状況の把握に努めるとともに、国の支援策の活用も含めて今後の対応について検討する。

森林保全課長

森林林業関係は、シイタケの菌床等の落下が27件、施設や製材工場の破損等が7件、林道施設が20路線で60か所、林地等で3か所の被害があった。また、被害見込額は2億4,044万円である。

農村基盤整備課長

農地農業用施設関係では、県北地方及び相双地方を中心に18市町村において140か所、10億7,300万円の被害が報告されている。被害額の内訳は、農地が1億2,100万円、農業用施設が9億3,400万円、農業集落排水施設が800万円、海岸保全施設が1,000万円である。

市町村等に対しては、早期復旧に向け被害状況の速やかな把握を依頼している。しかし、用水パイプラインなどの被災状況を把握するためには、地中の管に水を注入して漏水の有無を確認する必要があるため、被害額が確定するのは、4月以降となる見込みである。

国庫補助事業は、復旧事業費が1か所当たり40万円以上が対象であり、査定前着工制度を積極的に活用して応急工事による復旧を進める。それ以外の小災害については、単独災害復旧事業債の充当が可能な市町村単独事業で対応する。被害の実態を踏まえた上で、市町村と力を合わせて営農への影響を最小限に抑えるため、早期復旧に取り組む。

水産課長

海面漁協の施設関係では、相双地区の10地区及びいわき地区の2地区で施設の被害があった。また、サケの増殖関係施設で3件、内水面の養殖施設で1件の被害あった。

海面漁協の施設では、地盤沈下や液状化に伴い段差が発生した。また、施設や送水管の破損等があるが、水揚げ等での利用は可能である。現在、市町は被害の対応を検討している。

サケの増殖関係では、相馬市の宇多川の施設で揚水ポンプが停止したことにより稚魚のへい死があった。また、南相馬市及び檜葉町の施設では、送水管等の漏水があった。

内水面の養殖施設は、福島市内のマス類の養殖場で揚水ポンプが停止したことにより稚魚のへい死があった。

また、関係漁協及び市町村に対し、国の復旧に関する予算等について説明しており、復旧について検討している。

宮本しづえ委員

個人の農地の復旧において、40万円以上の場合は国の事業であり、それ以下の場合は市町村の事業とあるが、令和元年東日本台風時と同水準の支援を受けることができるのか。

農村基盤整備課長

令和元年東日本台風による災害は、激甚災害の指定を受けており、国の補助率が約99%であった。しかし、今回の地震では、激甚災害の指定を受けていないため、令和元年東日本台風と同等の支援ではない。

なお、農地・農業用施設の復旧は、基本補助率を超える部分に対して農家1戸当たりの負担に応じた補助率増嵩制度があり、基準補助率より高い率での負担軽減となる。

佐藤政隆委員

農地の地割れは、水を張らないと状況が分からない。今後、作付などに影響が出る可能性があると思うが、地割れした土地などに対してどのように対応するか説明願う。

農村基盤整備課長

農地に関しては、水田が2.2ha、畑が2.8haの被害報告を受けている。市町村では、畦畔の崩れや田面のひび割れ等がある場合は、仮畦畔として波板で仕切るなど極力被害がない部分での作付等を行うよう説明している。また、水を張って調査する時期は4月末～5月になるため、復旧に当たっては、市町村とともに補助制度の最大限の活用に努めていきたい。

佐藤政隆委員

自民党の災害対策本部で新地町に訪問した時に、同町から農地の地割れの支援要請があった。県と市町村が連携して、作付に影響がないように支援願う。要望とする。

宮本しづえ委員

様々な治山事業があるが、国の事業と県単事業の対象の違いについて説明願う。

森林保全課長

重点プロジェクトの名称ごとに説明する。治山事業（海岸防災林造成事業）は、国庫補助事業で50%を補助しており、併せて震災復興特別交付税で事業費の50%を補助している。次に、治山事業は、一般の治山事業として国庫補助事業となる。国庫補助事業は、一般的な治山ダム工、山腹工及び地すべり対策工を実施する。

県単治山事業は、農村漁村地域整備交付金で50%の補助を受けており、残りの50%は県の一般財源で行う事業である。また、治山施設事業（県営、団体営）は、市町村が県の単独予算で実施する事業であり、国庫補助事業に該当しない小規模の企業が対象である。

宮本しづえ委員

令和2年度において、国の治山事業と県単の治山事業に認定された補助対象箇所を進捗状況を説明願う。

森林保全課長

令和元年東日本台風において、治山の被害が54か所あり、令和元年で9か所及び2年で16か所の予算がついた。そのうち、工事が完了した箇所は11か所、繰り越した箇所は11か所、今後調査を行って発注する箇所は3か所である。

宮本しづえ委員

補助対象に認定された箇所については引き続き進捗願う。しかし、補助対象にならない箇所が多くある。特に、宅地の裏山が被害を受けた箇所は補助対象になりにくいため、一部の市町村では、独自の支援制度で土砂の除去や法面保護を行っている。

県に対して、住まいに直接被害が及んでいる場所を早く復旧してもらいたいとの要求が一番強い。暮らしとなりわいの再建の土台をつくるために治山事業の対象拡大が必要と思うが、市町村の取組も含めて説明願う。

森林保全課長

宅地の裏山などが崩れていることは把握しているが、治山事業を実施するに当たり要件がある。県営事業で実施する場合には、保安林に指定される必要がある。また、保安林以外で実施する場合には、市町村に補助を行う。

公共事業として、保全対象の施設あるいは人家が最低でも2戸以上あることが要件である。現地の緊急度や地権者の施工同意を踏まえて着実に復旧を進める。

宮本しづえ委員

人家が2戸以上であれば支援の対象になるとの説明だが、裏山が崩れる地域では人家が離れている場合が多く、支援対象から外れて復旧が難しいため、市町村のごく一部が支援を行っている。県は、市町村の支援制度について把握している

か。

森林保全課長

市町村が独自に行っている支援制度については把握していない。

宮本しづえ委員

伊達市や川俣町などが独自の支援を行っているため、ぜひ、その他の市町村の取組についても把握して、被災世帯を早急に復旧できる支援を講じてもらいたい。また、市町村において、県の支援が必要なため、農政の新たな課題として位置づけてもらいたい。要望とする。

次に、海岸保全施設の事業において、国土交通省と農林水産省の2つに分かれているが、農林水産省の分野について説明願う。

農村基盤整備課長

海岸保全施設は、海岸法に基づき各省庁が分担して整備し管理する。国土交通省は、背後地に公共用施設等がある場合に、また、農林水産省は、農地等がある場合に管理するが、指定当時から相当期間が経過しているため現況では背後に農地がない場合もある。農林水産省が管轄する海岸保全区域は、20海岸で延長が20kmある。

宮本しづえ委員

農林水産省が管轄する海岸保全区域は、いつの段階で指定したか。また、背後に農地がない原因は災害などか。

農村基盤整備課長

海岸保全区域の指定は、昭和30～50年代に行っている。海岸の背後の状況が異なっている原因は、時代背景により土地利用の形態が変わったためである。例えば、浪江町の棚塩海岸は、背後の農地を水素フィールドに利用している。これらについては、農地海岸としての位置づけを明確にして整備を進めている。

宮本しづえ委員

2月13日に発生した福島県沖地震における公共施設の被害について説明があったが、土木部は住生活基本計画に基づいて住宅政策を所管しているため、個人の住宅被害についてもしっかり把握してもらいたい。

また、私が相馬市に行った時に、国土交通省からのTEC-FORCEの派遣が大変助かったとの話を聞いた。県は、TEC-FORCEのような技術を持つ職員はいるのか。

土木部次長（建築担当）

県においては、地震時に建築物の被災状況を調査する応急危険度判定士がおり、建物に入ることが危険かどうかを応急的に判定する。今回の地震では、伊達市等に派遣している。

宮本しづえ委員

TEC-FORCEは、特別な資格を持つ職員がいるのか。それとも、県が市町村派遣しているような職員を国が派遣する場合にそのような呼び方をするのか。また、TEC-FORCEの役割について説明願う。

土木部次長（建築担当）

県においては、TEC-FORCEと同じものは存在しない。応急危険判定士は、地震の対応ができ、判定士の研修会も行われている。

宮本しづえ委員

TEC-FORCEは、大きな公共土木施設の災害判定をする技術者なのか。

土木企画課長

応急危険度の判定の後に被災の判定を行う。この被災調査は、福島県建築士事務所協会等に依頼している。

土木部次長（建築担当）

災害の際の技術支援や災害対策を行う組織を国土交通省においてはTEC-FORCEと呼ぶ。県においても、建築物の応急危険度判定や市町村の要請に応じた支援などTEC-FORCEと同様の内容で必要な支援を実施している。

宮本しづえ委員

県には、TEC-FORCEのような組織はないが、同じような支援を職員派遣で行っているとの理解でよいか。

土木部長

TEC-FORCEは、近年、大規模な災害が頻発している中でプッシュ型で被災状況の把握や復旧に向けた対応をアドバイスする組織であり、国土交通省全体で取り組んでいる。例えば、熊本地震では、そのエリアだけでは体制が賸い切れない場合にほかの整備局が応援に行く。これは、ニーズがあってから行くのではなくプッシュ型で被災状況を調査し、必要な支援が何かを把握した上で、中央省庁につないで国として対策を取っていく体制である。

国は大きな組織であり、道路、川、海岸及び下水道など様々な専門家がおり、被害に対応している。県は、国に比べれば小さい組織だが、施設や住宅も含めて対応する専門家がおり、市町村の支援を可能な範囲でしっかりと行っていきたい。

宮本しづえ委員

市町村から派遣職員の支援を継続してほしいとの要求があるため、ぜひ、市町村支援の強化を図ってもらいたい。要望とする。

河川整備は、住民から要望が強く大きな課題である。別紙3の2の4ページに様々な河川事業があるが、令和2年度の河川事業費の総額は約180億円なのか。併せて、補正予算についても説明願う。

河川整備課長

当課は、河川改修や維持管理等を行っており、この予算のほかにダムやソフト面の事業も行っている。別紙3の2の4ページに記載されている金額は、令和2年度の主要な河川改修などの当初予算である。また、河川海岸維持管理事業（県単）は9月補正で増額した。

宮本しづえ委員

令和2年度の河川事業の予算は、補正予算を含めると幾らか。

河川整備課長

河川海岸維持管理事業（県単）に9月補正で約22億円を計上した。また、2月補正では、国の三次補正等を活用して全体で114億円を計上した。

宮本しづえ委員

当初予算は181億円で、22億円と114億円が補正予算として計上されたとの理解でよいか。

河川整備課長

その理解でよい。

宮本しづえ委員

新年度の河川海岸費は516億円だが、河川整備に直接使われる予算は幾らか。

河川整備課長

令和3年度の河川改修関係の予算には約350億円を計上している。

宮本しづえ委員

令和3年度の約350億円には、国直轄事業の負担金の56億円は含まれているのか。

河川整備課長

国直轄事業の負担金は含まれていない。

宮本しづえ委員

本会議の一般質問で我が党議員も取り上げているが、住民から堤防の被災があった住宅側についても堤防の全面をコンクリート張りにしてもらいたいとの要望がある。県として、事業費や効果の関係もあると思うが、どのように事業化するのか。

河川整備課長

例えば、夏井川の決壊箇所については、民地側も含めて全面に護岸を張る。堤防が決壊した前後の隣接する箇所は、川側に護岸を張り、民地側には法尻に護岸を張って対策する。また、基本的な対策として、河川の土砂を掘削して水位を下げる。

宮本しづえ委員

どこまで全面に護岸を張るかについては、地域住民が不安にしている部分でもあるため、しっかり要望を聞いて対応願う。

先ほど、河川整備課長から河川の土砂の掘削の説明があったが、河川の堆積土砂を撤去して流水の面積を確保することは河川管理上の大前提だと思う。夏井川の調査に行った時に、河川の中に木が生えており、何年ぐらいいゅんせつしていないのかと聞くと30年ぐらいいっていないと回答があった。30年もいゅんせつを行わなければ土砂がたまり、結果的に流水量を確保できずに堤防が決壊する。そのため、通常の河川管理として、堆積土砂をどのようにいゅんせつして流水量を確保するかとの基準が必要と思うが、どうか。また、財政との関係において、河川管理の一定の基準があれば予算を確保しやすいと思う。

河川整備課長

夏井川は、改修計画に基づいて下流から対策を進めている。

また、出水等による土砂の堆積は、河川の特長や大小により違いがあり、地域ごとの状況も異なるため、現地状況を見て適切に対応する。

宮本しづえ委員

確かに被害が起きてから対応せざるを得ない状況だと思う。また河川の事業費は、土木費の全体の構成を見ると多く確保されていない面もあった。しかし令和元年東日本台風の被害により、河川の堆積土砂をいゅんせつしないと次の災害を防ぐことができないと共通認識され、河川事業の予算がつきやすくなったと思う。

河川管理は、災害が起きてからではなく日常的に災害を防止する観点が基本であり、一定の基準の策定が必要だと思うが、どうか。

河川整備課長

県は、日常から河川巡視パトロールや出水後の状況確認等を実施しており、その中で状況を把握して河川の維持管理を行っていく。

今井久敏委員

河川対策として、流域治水の考え方を河川改修や堤防の強化に取り組んでいると思うが、市町村との連携協議が大切になる。郡山市は、ゲリラ豪雨対策として何本も地下貯留管を埋め込み、公園の下に貯水槽を設置するなど様々な対策を行っている。県として、市町村のこのような取組を支援願う。また、県は、流域治水の考え方をどのように反映させるのか。

河川計画課長

流域治水の考え方は、昨年7月以降に取組が始まり、流域治水の協議会等を立ち上げたところである。協議会等においては、関係者と流域治水に取り組むべき施策を協議している段階である。今後、令和3年度以降の事業に流域治水の施策を盛り込む。

今井久敏委員

協議会において、市町村の要望や要求をしっかり聞いて流域治水に資する対策を行ってほしい。要望とする。

鈴木智委員

別紙3の2の6ページの港湾の事業継続計画は、令和2年度で計画改正となり大詰めだと思うが、今回の見直しの重要な視点や内容について説明願う。

港湾課長

港湾の事業継続計画は東日本大震災の経験を踏まえて、東北地方整備局が中心となって東北6県の重要港湾で作成して

いる。小名浜港では、災害復旧がおおむね終わった平成28年に最初の計画を策定した。

今回の計画見直しは昨今の激甚化している台風等による高潮、高波及び暴風の被害に対応するため、事前予防やフェーズごとに行動計画を追記する内容が目玉である。今週中に最終意見の取りまとめを行い、年度末に公表する予定である。引き続き、港湾の関係者と共有を図り、災害の未然防止に努める。

宮本しづえ委員

別紙3の2の4ページの河川堤防整備率は、策定時61.8%及び目標値62.8%とあるが、数値について説明願う。また、河川堤防整備率の算定方法について説明願う。

河川整備課長

河川堤防整備率の目標値62.8%は、令和2年度の目標値である。また、河川堤防整備率は、河川堤防の改修の進捗率である。

宮本しづえ委員

河川堤防整備率の策定時61.8%は、どのような計算式で算出された数字なのか。

河川整備課長

河川整備計画における目標の堤防延長に対する実績の割合である。

宮本しづえ委員

優先的に整備する地区として、背後に住宅が多くある箇所だと思うが、河川堤防整備率の目標値62.8%にはほぼ組み込まれているとの理解でよいか。

河川整備課長

河川堤防整備率の目標値62.8%には、背後に住宅が多い箇所が全て含まれているわけではない。

宮本しづえ委員

背後に住宅が密集している箇所では、被害を最小限に抑えるために重点箇所を定めるなど、戦略的に整備を行うための計画を策定願う。

次に、県北地方の流域下水道は令和元年東日本台風で大きな被害を受けたが、長寿命化及び耐震化にどのように取り組んでいくのか。

下水道課長

現在、県北浄化センターの災害復旧を行っており、併せて来年度以降に耐水化対策及び長寿命化を実施する予定である。

宮本しづえ委員

令和元年東日本台風により下水道施設が大きな浸水被害を受けたが、今後も長期間使用する施設のため大雨の対策が課題となる。単なる耐震化対策あるいは長寿命化だけではなく、令和元年東日本台風を踏まえた施設整備をどのように進めるか説明願う。

下水道課長

県の下水道施設は、国見町の県北浄化センター、二本松市のあだたら清流センター、郡山市の県中浄化センター及び田村市の大滝根水環境センターの4か所にある。このうち、県中浄化センター及び大滝根水環境センターは、河川より高いところにあるため水没のおそれがない。現在、令和元年東日本台風により被災を受けた県北浄化センター及びあだたら清流センターにおいて、重要な施設の耐水化対策を検討している。

